

令和 6 年

第 2 回おいらせ町議会定例会

# 議 案 書

(議会運営委員会発委)

青森県おいらせ町



令和6年 第2回おいらせ町議会定例会議案書 目次

議案番号	件 名	頁
発委第2号	おいらせ町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	4
発委第3号	おいらせ町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の制定について	7
発委第4号	おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令について	13
	以下余白	

発委第 2 号

おいらせ町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

おいらせ町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を、おいらせ町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 6 年 6 月 6 日 提出

おいらせ町議会議長 松 林 義 光 様

提出者 おいらせ町議会運営委員長 川 口 弘 治

#### 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、議会の議員に係る請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、おいらせ町議会議員とおいらせ町との間の同法第 92 条の 2 に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため提案するものです。

## おいらせ町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、おいらせ町議会議員（以下「議員」という。）がおいらせ町に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

### (報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者にあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）におけるおいらせ町に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

#### (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

#### (2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

### (報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂

正があった場合にあっては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

発委第 3 号

おいらせ町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の制定について

おいらせ町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程を、おいらせ町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 6 年 6 月 6 日 提出

おいらせ町議会議長 松 林 義 光 様

提出者 おいらせ町議会運営委員長 川 口 弘 治

提案理由

おいらせ町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の施行に伴い、運用や手続きなど、必要な事項に関して定めるため提案するものです。

## おいらせ町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、おいらせ町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和6年おいらせ町条例第〇号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（第1号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（第2号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して20日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を

中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書(第3号様式)により行わなければならない。この場合において、当該写しの作成に要する費用については、おいらせ町長が取り扱う個人情報の保護等に関する事務取扱要綱(令和5年おいらせ町訓令第15号)を準用する。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、おいらせ町の休日を定める条例(平成18年おいらせ町条例第2号)第2条に規定する休日(次項において「休日」という。)に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日(以下この項において「閲覧開始日」という。)が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

(施行期日)

この規程は、公表の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

第1号様式（第2条第1項関係）

年 月 日

おいらせ町議会議長 殿

おいらせ町議会議員

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額(円)(単価 契約である場合は その旨)	昨年度(会計年度) に支払を受けた額 (円)

支払を受けた総額		円
----------	--	---

(注) 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第2号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

おいらせ町議会議長 殿

おいらせ町議会議員

訂正届

おいらせ町議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

おいらせ町議会議長 殿

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

TEL \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

複写申込書

おいらせ町議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲

発委第 4 号

おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令について

おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を、おいらせ町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 6 年 6 月 6 日 提出

おいらせ町議会議長 松 林 義 光 様

提出者 おいらせ町議会運営委員長 川 口 弘 治

提案理由

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規則（令和 5 年個人情報保護委員会規則第 5 号）による個人情報の保護に関する法律施行規則の改正に鑑み、所要の改正を行うため提案するものです。

おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年おいらせ町議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第1項第3号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改め、同条第2項中「規定による通知」を「規定により通知」に改め、同項第2号中「保有個人情報」の次に「(前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

令和6年 第2回おいらせ町議会定例会議案書 添付参考資料

No.	内 容	頁
1	発委第4号関係 おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程 新旧対照表 (抜粋)	16

発議第 4 号関係

おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程 新旧対照表(抜粋)

改正案	改正前
<p>(要配慮個人情報)</p> <p>第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる身体障害者、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>主務大臣</u>が定める程度であるもの</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）</p> <p>第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたお</p>	<p>(要配慮個人情報)</p> <p>第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる身体障害者、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>厚生労働大臣</u>が定める程度であるもの</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）</p> <p>第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたお</p>

改 正 案	改 正 前
<p>それがあ<u>る議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）</u>の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(4) 略</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の<u>規定により通知</u>する場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（<u>前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。</u>）の項目</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>それがあ<u>る保有個人情報</u>の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(4) 略</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の<u>規定による通知</u>する場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目</p> <p>(3)～(5) 略</p>